

ラーケーションの日 申請用紙

※学校で記入します

■「ラーケーションの日」を取得する日

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

「ラーケーションの日」を取得するのは、1・2・3 日目です。

※令和6年度は、「ラーケーションの日」を取得できるのは年に3日までです。

■給食の取扱について

- ① 「ラーケーションの日」を取得する前月の15日(休日にあたる場合はその直前の平日)までに届け出た場合は、「給食をカットする」、「給食をカットしない」のどちらかに○をつけてください。
※○がついていない場合は、「給食をカットしない」で対応します。
- ② ①以降の届け出については、食材の発注を終えているため、「給食をカットしない」で対応します。

給食をカットする 給食をカットしない

「給食をカットする」を選択した場合、その後「ラーケーションの日」の届け出を取り消しても給食を復活させることはできません。その場合、弁当持ちになります。

	① 「給食をカットする」、 「給食をカットしない」 を選択できる期間	② 「給食をカットしない」 で対応する期間
4月分の申請	~4月12日(金)	4月15日(月)~
5月分の申請	~4月15日(月)	4月16日(火)~
6月分の申請	~5月15日(水)	5月16日(木)~
7月分の申請	~6月14日(金)	6月17日(月)~
9月分の申請	~7月12日(金)	7月16日(火)~
10月分の申請	~9月13日(金)	9月17日(火)~
11月分の申請	~10月15日(火)	10月16日(水)~
12月分の申請	~11月15日(金)	11月18日(月)~
1月分の申請	~12月13日(金)	12月16日(月)~
2月分の申請	~1月15日(水)	1月16日(木)~
3月分の申請	~2月14日(金)	2月17日(月)~

■「ラーケーションの日」の取得についての確認事項

・確認できたら、□にチェックを入れてください。すべてにチェックがないと受付ができません。

- 保護者用リーフレットを確認し、「ラーケーションの日」は、保護者と一緒に行うこと、体験や探究の学び・活動であることを理解しました。
- 「ラーケーションの日」を取得する日数について確認しました。取得可能日数を超える申請があった場合は、欠席(家事都合)で処理をすることについて理解しました。
- 給食の取扱について理解しました。
- 「ラーケーションの日」を取得することで受けられない授業の内容は、家庭で自習をします。補習などの特別な対応は行われないこと、授業内容についても、学校からの連絡がないことを理解しました。

tetoru への入力もお願いします。(欠席理由: その他 備考欄: ラーケーションの日)

年 組 番

児童生徒氏名

保護者氏名

提出先: 学級担任